



鳥取県公報

平成12年 7月28日(金)
第 7 2 0 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 土地利用基本計画の変更（都市計画課） 1
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課） 1
- ◇ 公 告 平成12年度林業改良指導員資格試験の実施（林務課） 2
都市計画法による公聴会の開催（都市計画課） 3

告 示

鳥取県告示第460号

鳥取県土地利用基本計画を平成12年 7月26日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成12年 7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地利用基本計画図中鳥取市の農業地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県土木部都市計画課及び鳥取市建設部都市計画課に備えおいて縦覧に供する。）

鳥取県告示第461号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成12年 7月31日から施行する。

平成12年 7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
3 鳥取県収納代理金融機関				3 鳥取県収納代理金融機関			
店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称		店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称	
略				略			
鳥取いなば農業協同組合	略			鳥取いなば農業協同組合	略		
	岩美町支店	岩美郡岩美町 大字浦富	株式会社山陰合同銀行岩美支店		岩美町支店	岩美郡岩美町 大字浦富	株式会社山陰合同銀行岩美支店
	蒲生支店	岩美郡岩美町 大字蒲生			蒲生支店	岩美郡岩美町 大字蒲生	
	岩井支店	岩美郡岩美町 大字岩井			岩井支店	岩美郡岩美町 大字岩井	
	小田支店	岩美郡岩美町 大字院内			岩井支店 <small>岩井事業所</small>	岩美郡岩美町 大字岩井	
	本庄支店	岩美郡岩美町 大字新井			小田支店	岩美郡岩美町 大字院内	
	東浜支店	岩美郡岩美町 大字陸上			本庄支店	岩美郡岩美町 大字新井	
	東浜支店 <small>羽尾事業所</small>	岩美郡岩美町 大字小羽尾			東浜支店	岩美郡岩美町 大字陸上	
	浦富支店	岩美郡岩美町 尾大字浦富			東浜支店 <small>羽尾事業所</small>	岩美郡岩美町 大字小羽尾	
	大岩支店	岩美郡岩美町 大字大谷			浦富支店	岩美郡岩美町 大字浦富	
大岩支店	岩美郡岩美町 大字大谷	大岩支店		岩美郡岩美町 大字大谷			
略				略			

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、平成12年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成12年7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成12年9月28日（木）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5

鳥取県立県民文化会館第4会議室及び第5会議室

3 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について次の項目により行う。

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

4 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

なお、(4)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)を除く。以下「大学」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は、平成13年9月27日までに卒業する見込の者

(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号(森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する研究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産大臣が指定する教育機関(以下「指定教育機関」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成12年9月28日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(以下「高等学校」という。)その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定(以下「検定」という。)に合格した者で、卒業又は検定合格後平成12年9月28日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) (1)から(3)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

5 受験願書の受付期間

平成12年7月31日(月)から同年8月28日(月)まで(日曜日、土曜日を除く。なお、郵送による場合は、平成12年8月28日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林務課(持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書きすること。)

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 4の(1)に該当する者にあつては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 4の(2)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(4) 4の(3)に該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(5) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。

10 その他

(1) 試験に関して不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

- (2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定書の用紙は、鳥取県農林水産部林務課において交付する。
その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林務課（電話0857-26-7298）又は各地方農林振興局林業振興課に照会すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成12年7月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公聴会の開催日時及び場所

日 時	場 所
平成12年8月28日（月） 午後1時30分から	米子市加茂町一丁目1 米子市役所401会議室

2 公聴会の案件

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の変更について

3 案件の概要

市街化調整区域内に宅地として開発された土地があること、市街化調整区域内に一般宅地造成事業等による開発が確実な地区があること及び市街化区域内に都市施設整備事業等の実施に支障がない地区があること並びに市街化区域と市街化調整区域の境界が地形の変化により不明確になっている地区があることにより、部分的に市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要性が生じたので、市街化調整区域のうち米子市両三柳地区、皆生地区等約45ヘクタールを市街化区域に編入するとともに、市街化区域のうち境港市財ノ木地区、米子市日野川河口左岸地区等約31ヘクタールを市街化調整区域に編入しようとするものである。

4 公述の申出等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰原稿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業及び年齢を明記し、押印の上、知事に提出すること。
- (2) 提出期限
平成12年8月21日（月）（郵送の場合は、当日までに到着したものに限る。）
- (3) 公述人の選定等
申出者が多数ある場合は、知事が公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限することがある。

5 公聴会に関する問合せ先

- ア 鳥取市東町一丁目220
鳥取県土木部都市計画課 電話 0857-26-7366
- イ 米子市加茂町一丁目1
米子市都市開発部都市計画課 電話 0859-23-5291
- ウ 境港市上道町3000
境港市建設部都市計画課 電話 0859-47-1064
- エ 西伯郡日吉津村日吉津872-15
日吉津村建設課 電話 0859-27-0211